

|                              |                          |               |  |        |  |        |           |        |  |                                  |  |           |  |             |
|------------------------------|--------------------------|---------------|--|--------|--|--------|-----------|--------|--|----------------------------------|--|-----------|--|-------------|
| 工<br>番<br>号                  | 第<br>号                   | 稲敷市土木管理部上下水道課 |  |        |  |        |           |        |  |                                  |  |           |  |             |
| 令和 8 年度                      |                          | 市<br>長        |  | 部<br>長 |  | 課<br>長 |           | 補<br>佐 |  | 係<br>長                           |  | 審<br>査    |  | 設<br>計<br>者 |
| R 8 稲水 江戸崎浄水場受変電ほか設備実施設計業務委託 |                          |               |  |        |  |        |           |        |  |                                  |  | 起 工 設 計 書 |  |             |
| 工 事 場 所 江戸崎浄水場 (稲敷市江戸崎甲4615) |                          |               |  |        |  |        |           |        |  |                                  |  |           |  |             |
| 設<br>計<br>概<br>要             | 江戸崎浄水場受変電ほか設備実施設計業務委託 1式 |               |  |        |  |        | 施 工 方 法   |        |  | 直 営 ・ 請 負                        |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 施 工 期 間   |        |  | 契約締結の翌日から<br>令和 9 年 3 月 3 1 日 日間 |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 延 期 ・ 中 止 |        |  | 月 日 ~ 月 日<br>日間                  |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 起 工 年 月 日 |        |  | 令和 年 月 日                         |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 完 了 年 月 日 |        |  | 令和 年 月 日                         |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 履 行 期 限   |        |  |                                  |  |           |  |             |
|                              |                          |               |  |        |  |        | 請 負 人     |        |  |                                  |  |           |  |             |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 起<br>工<br>・<br>変<br>更<br><br>理<br>由 |  |
|                                     |  |
|                                     |  |
|                                     |  |
|                                     |  |
|                                     |  |
|                                     |  |
|                                     |  |

| 費 目           | 起 工 | 第 1 回 変 更 | 第 2 回 変 更 | 増 △ 減 |
|---------------|-----|-----------|-----------|-------|
| 起 工 額         |     |           |           |       |
| 請負に附する額又は請負金額 |     |           |           |       |
| 工 事 価 格       |     |           |           |       |
| 消 費 税 相 当 額   |     |           |           |       |
| 請 負 決 定 額     |     |           |           |       |

変更工事価格積算基礎 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 (  $\frac{\text{起工時の請負決定額} =}{\text{起工時の請負に対する額} =}$  )

|          |   |         |   |             |
|----------|---|---------|---|-------------|
| 変更積算工事価格 | × | 請 負 比 率 | = | 変 更 工 事 価 格 |
|          |   |         |   |             |

位置図



稲敷市役所

江戸崎浄水場

縮尺 1 : 3000  
100 50 0

R 8 稲水

江戸崎浄水場受変電ほか設備実施設計業務委託

仕 様 書

令和8年6月

稲敷市土木管理部上下水道課

## 1. 総則

### 1-1 委託の目的

本業務委託は、稲敷市土木管理部上下水道課（以下「委託者」という。）の示す方針に従い、江戸崎浄水場受変電ほか設備の老朽化に伴う更新の実施設計を行うことを目的とする。

### 1-2 適用の範囲

本仕様書は、委託者が R8 稲水江戸崎浄水場受変電ほか設備実施設計業務委託（以下「本業務」という。）を委託に付する場合において適用する主要事項を示すものである。

### 1-3 業務概念

本業務を遂行するにあたっては、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで相当の経験を有する管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置して正確、丁寧に行わなければならない。

### 1-4 仕様書等の適用

本業務を施行にあたっては、本仕様書のほか特記仕様書、水道施設設計指針・2012、水道工事標準仕様書、実施設計業務委託照査要領等を適用する。

### 1-5 法令等の遵守

本業務を施行にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1-6 守秘義務

業務受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 1-7 提出書類

本業務の着手及び完了にあたっては、契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者等選任通知書
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 成果品納品書
- (6) その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を得るものとする。

### 1-8 業務指示及び監督

1-8-1 本業務受託者（以下「受託者」という。）は、業務を施行するにあたり、当該契約に基づき委託者が定める監督員と常に密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

1-8-2 受託者は、本業務の各作業に着手するときは、当該作業の基本方針について、監督員の承認を受けなければならない。

1-8-3 受託者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じ

た事項並びに仕様書に明記していない事項については、監督員と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

1-8-4 委託者と受託者の打合せは、着手時、中間1回、完成時の合計3回以上行うものとする。なお、主要な打合わせには管理技術者が出席するものとする。

#### 1-9 管理技術者及び技術者

1-9-1 受託者は、管理技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、資格が必要な作業にあつては有資格者を定め、高度な技術を要する場合には、相当の能力と経験を有する技術者を配置しなければならない。

1-9-2 管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

1-9-3 管理技術者は、業務の履行に当たり、技術士(上下水道部門、上水道及び工業用水道)の資格を有するものとする。

#### 1-10 照査技術者

1-10-1 受託者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めなければならない。

1-10-2 照査技術者は、照査実施に当たり、技術士(上下水道部門上水道及び工業用水道)の資格を有するものとする。

#### 1-11 現場補償

業務施行のため補償等の対象となるものについては、事前に委託者の指示を受けるものとするが、補償は受託者の負担により処理するものとする。

#### 1-12 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、仕様書に明記のないものであつても、受託者の負担とする。

#### 1-13 事故の防止

受託者は、現地調査及び設計調査にあつては、障害その他事故を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法等関連法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。なお、事故等による損害等の生じた場合の補償に要する費用は、受託者の負担とする。

#### 1-14 安全管理

1-14-1 受託者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、車道及び歩道等で作業を行う場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ交通整理員を配置すること。

1-14-2 現場作業中の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯又は着用させること。

1-14-3 現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

#### 1 - 15 身分証明書の携帯等

受託者は、作業の実施にあたり、国、県、公有又は私有の土地に立ち入る場合には身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### 1 -16 障害物の移動及び撤去等

受託者は、作業の実施にあたり、樹木等の伐採や工作物等の移動及び撤去等が必要な場合には、事前に監督員と協議し、指示に従うものとする。

#### 1- 17 土地等の一時使用

受託者は、作業の実施にあたり、土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督員に報告するものとし、当該土地所有者及び占有者の承諾を得て行うものとする。

#### 1-18 成果品に対する責任の範囲

成果品の管理及び帰属は、すべて委託者にあるものとする。受託者が成果品を公表することについては、委託者の承諾を得なければならない。

#### 1-19 成果品の納期

成果品の納期は、委託者の指示する日までとし遵守すること。ただし、納期前であっても、委託者の要求があった場合は資料を提出しなければならない。

#### 1-20 成果品の審査

1-20-1 受託者は、業務完成時に委託者の審査を受けなければならない。

1-20-2 審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

1-20-3 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵が発見された場合は、受託者はただちに業務の修正を行わなければならない。

#### 1-21 その他

受託者は、現地調査並びに設計調査にあたって土地の立入りをする場合は、地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分心掛けなければならない。

## 2. 特記仕様書

### 2-1 業務の目的

本業務は、現況の施設内容と同規模の更新を基本とするが、施設の諸元を決定する際は、委託者と十分協議を行ったうえで業務を遂行すること。

### 2-2 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 設計協議（着手時・中間1回・完了時）
- (2) 現地調査
- (3) 既存資料収集・整理
- (4) ポンプ施設（機械・電気）、自家発電設備、塩素注入設備更新設計
  - ① 設計計画
  - ② 計算（機能）
  - ③ 図面作成
  - ④ 数量計算
  - ⑤ 撤去設計（図面作成）
  - ⑥ 撤去設計（数量計算）
  - ⑦ 審査

### 2-3 委託業務の概要

委託業務の名称：R8 稲水江戸崎浄水場受変電ほか設備  
実施設計業務委託委託

場 所：江戸崎浄水場（稲敷市江戸崎甲 4615）

委託期間：契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

### 2-4 対象施設の概要

受変電設備ほか 1式

### 2-5 準拠すべき図書

本業務の実施に当たっては主として次に掲げる図書に準拠するものとし、各図書は最新版を採用する。

- 1.水道施設設計指針（日本水道協会）
- 2.水道維持管理指針（日本水道協会）
- 3.水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- 4.土木工事標準仕様書（茨城県土木）
- 5.水理公式集（土木学会）
- 6.公共測量作業規定（茨城県土木）
- 7.地質・土質調査業務共通仕様書（国土交通省）
- 8.その他関係する法令、規格、基準

## 2-6 成果品

本業務に於いて必要な成果品は、概ね次のとおりとするが、委託者の指示によって提出するものとする。

- (1) 工事設計図書
- (2) 特記仕様書
- (3) その他

なお、部数、書式及び納品方法についても委託者の指示によるものとする。

## 内 訳 書

| 項 目            | 内 容 ・ 詳 細    | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考        |
|----------------|--------------|-----|-----|-----|-----|------------|
| 直接原価           |              |     |     |     |     |            |
| 1. 直接人件費       |              |     |     |     |     |            |
| 設計協議           | 第1回、中間1回、最終  | 業務  | 1.  |     |     | 第1号直接人件費内訳 |
| 現地調査           |              | 業務  | 1.  |     |     | 第2号直接人件費内訳 |
| 既存資料収集・整理      |              | 業務  | 1.  |     |     | 第3号直接人件費内訳 |
| ポンプ施設(機械)更新設計  |              | 式   | 1.  |     |     | 第4号直接人件費内訳 |
| ポンプ施設(電気)更新設計  |              | 式   | 1.  |     |     | 第5号直接人件費内訳 |
| 自家発電施設(電気)更新設計 |              | 式   | 1.  |     |     | 第6号直接人件費内訳 |
| 塩素注入施設(機械)更新設計 |              | 式   | 1.  |     |     | 第7号直接人件費内訳 |
| 計              |              |     |     |     |     |            |
| 2. 直接経費        |              |     |     |     |     |            |
| 旅費交通費          | ライトバン1,500cc | 日   |     |     |     | 第8号直接人件費内訳 |
| 電子成果品作成費       |              | 式   | 1.  |     |     |            |
| 計              |              |     |     |     |     |            |
| 直接原価計          |              |     |     |     |     |            |
| 間接原価           |              |     |     |     |     |            |
| その他原価          |              | 式   | 1.  |     |     |            |
|                |              |     |     |     |     |            |

## 内 訳 書

| 項 目    | 内 容 ・ 詳 細  | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 業務原価   | 直接原価+その他原価 |     |     |     |     |     |
| 一般管理費  |            | 式   | 1.  |     |     |     |
| 業務価格   |            |     |     |     |     |     |
| 消費税相当額 | 業務価格 × 10% |     |     |     |     |     |
| 業務委託料  |            |     |     |     |     |     |
|        |            |     |     |     |     |     |
|        |            |     |     |     |     |     |













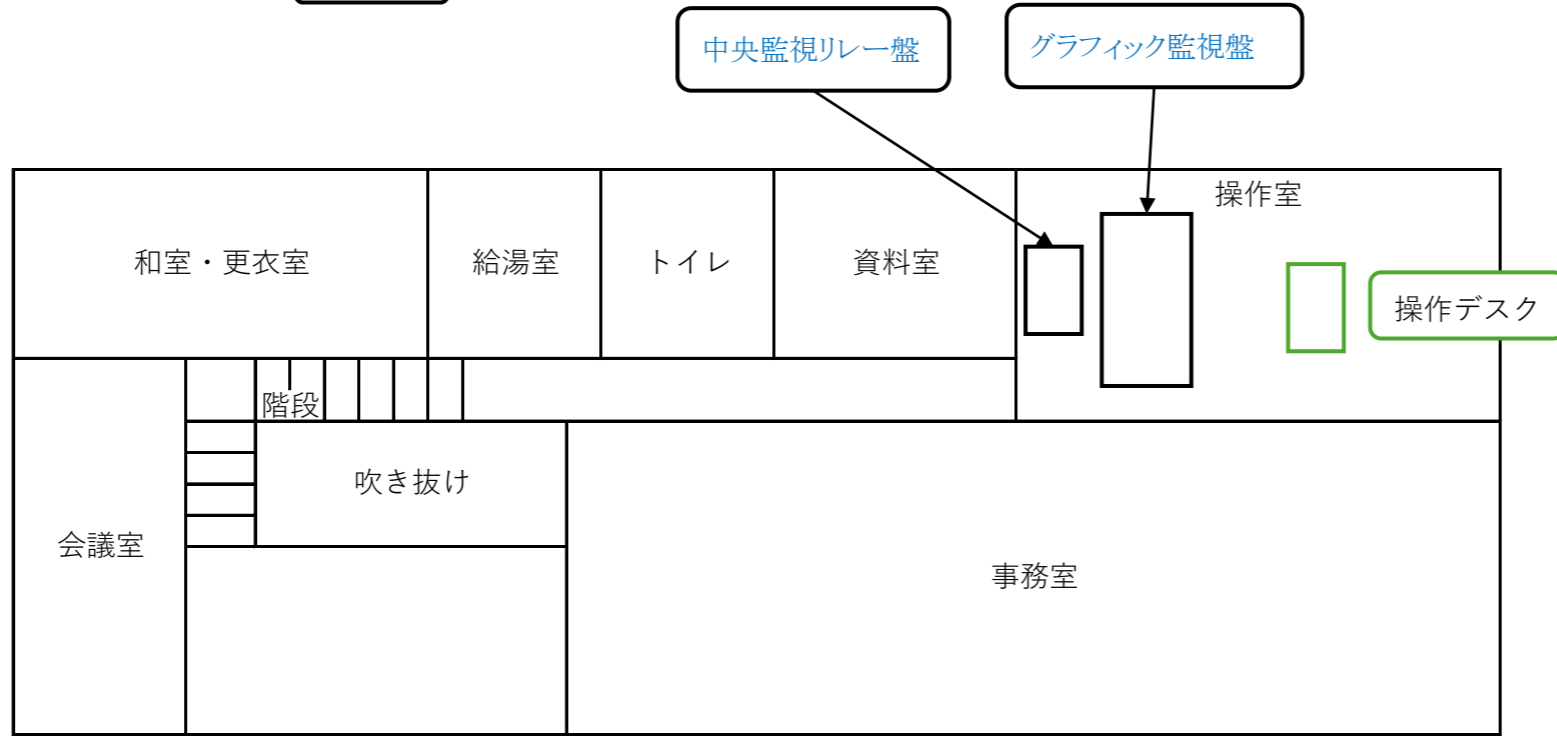




【江戸崎浄水場】

配置図  
 機械部分   
 電気部分

< 2階 >



< 1階 >

